



# 令和6年度

## 大崎市工コ改善推進事業補助金交付事業

※本事業は「みやぎ環境交付金事業」です。

### 1 目的

地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民・事業者が行う設備の設置や導入を支援します。

※ここでの事業者とは中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいいます。

### 2 対象となる事業

#### ●太陽光発電設置事業（市民・事業者対象）

##### 1 補助要件

(1)市内で住宅（店舗等との併用も可）・事務所として使用する建物に設置されたもの。（ただし、集合住宅（アパート等）に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）

※同敷地内にある作業場・カーポートの屋根に設置した物も対象とする。

(2)当該機器の購入（リースも含む）及び設置に係る契約日が令和6年2月1日以降であること。

※令和6年2月1日以降に契約・購入・設置したものであること。

##### 2 補助金額

区分	補助金額	加算額	加算後補助金額
4 kW以上	40,000円	5,000円	45,000円
3 kW以上 4 kW未満	30,000円	5,000円	35,000円
2 kW以上 3 kW未満	20,000円	5,000円	25,000円
1 kW以上 2 kW未満	10,000円	5,000円	15,000円

※当該システムの設置に係る請負者が市内に主たる事業所又は事務所を有する者（以下「市内事業者」という。）であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

**なお、全ての事業における申請の市内事業者加算の合計額が350,000円に達した場合は、加算を終了します。**

**※太陽光発電設備設置事業の申請の合計額が2,000,000円に達した場合は、この事業における申請受付を終了します。**

## ●定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業（市民・事業者対象）

### 1 補助要件

- (1)市内で住宅（店舗等との併用も可）・事務所として使用する建物に設置されたもの。  
（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）
- (2)当該機器の購入（リースも含む）及び設置に係る契約日が令和6年2月1日以降であること。  
※令和6年2月1日以降に契約・購入・設置したものであること。
- (3)住宅用太陽光発電設置済みであること、あるいは合わせて設置すること。

### 2 補助金額 定額 100,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民・事業者申請	100,000円	5,000円	105,000円

※定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業の申請の合計額が5,000,000円に達した場合は、この事業における申請受付を終了します。

※全ての事業における申請の市内事業者加算の合計額が350,000円に達した場合は、加算を終了します。

## ●家庭用高効率給湯器設置事業（市民対象）

### 1 補助要件

- (1)市内で住宅（店舗等との併用も可）として使用する建物に設置されたもの。（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）
- (2)対象となる高効率給湯器  
以下の未使用の家庭用高効率給湯器の購入（リースも含む。）及び設置。
  - ① 電気ヒートポンプ給湯設備（エコキュート）
  - ② 潜熱回収型ガス給湯設備（エコジョーズ）
  - ③ 潜熱回収型石油給湯設備（エコフィール）
  - ④ 太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム・自然循環式太陽熱温水器）
  - ⑤ ハイブリッド給湯設備
  - ⑥ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- (3) 当該機器の購入及び設置に係る契約日が令和6年2月1日以降であること。  
※令和6年2月1日以降に契約・購入・設置したものであること。

### 2 補助金額 定額 15,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民申請	15,000円	5,000円	20,000円

※家庭用高効率給湯器設置事業の申請の合計額が1,200,000円に達した場合は、この事業における申請受付を終了します。

※全ての事業における申請の市内事業者加算の合計額が350,000円に達した場合は、加算を終了します。

## ●V2H充放電設備設置事業（市民対象）

### 1 補助要件

- (1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）として使用する建物に設置されたもの。（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置する場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）
- (2) 対象となるV2H機器  
国のV2H充放電設備の補助金対象設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより指定されているV2H充放電設備であること。
- (3) 当該機器の購入及び設置に係る契約日が令和6年2月1日以降であること。  
※令和6年2月1日以降に契約・購入・設置したものであること。
- (4) 住宅用太陽光発電設置済みであること、あるいは合わせて設置すること。
- (5) 最大受電電力が10キロワット未満であること。

### 2 補助金額 定額 50,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民申請	50,000円	5,000円	55,000円

※V2H充放電設備設置事業の申請の合計額が200,000円に達した場合は、この事業における申請受付を終了します。

※全ての事業における申請の市内事業者加算の合計額が350,000円に達した場合は、加算を終了します。

## ●家庭用生ごみ処理機導入事業（市民対象）

### 1 補助要件

- (1) 市内で住宅として使用する建物または補助事業者本人等が所有する土地に設置されたもの。（店舗及び、補助事業者本人が住宅として使用しない集合住宅〈アパート等〉への設置は、補助の対象になりません。）
- (2) 電気を使用し、家庭から排出される生ごみを減量し、又は堆肥化等により有効利用することを目的として製造された機器（生ごみを熱によって乾燥させるもの）で未使用のもの購入にかかる費用を補助対象とします。
- (3) 当該機器の購入に係る見積もり日が令和6年2月1日以降であること。  
※見積もり日等の確認ができる書類がない場合は、領収日が令和6年2月1日以降であること。

## 2 補助金額

処理機の補助金額は、機器の購入費（消費税を含む。）の2分の1（その額が20,000円を超えるときは20,000円）とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとします。

**※家庭用生ごみ処理機導入事業の申請の合計額が200,000円に達した場合は、この事業における申請受付を終了します。**

# ●家庭用生ごみ処理容器導入事業（市民対象）

## 1 補助要件

- (1) 市内で住宅として使用する建物または補助事業者本人等が所有する土地に設置されたもの。（店舗及び、補助事業者本人が住宅として使用しない集合住宅（アパート等）への設置は、補助の対象になりません。）
- (2) 一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の食品廃棄物を電力を使用せず微生物等による発酵及び分解、乾燥、かくはん等により堆肥化または減量化させるための容器で未使用のものの購入にかかる費用を補助対象とします。  
（補助対象容器の具体例）
  - 地上据置型コンポスト容器
  - 密閉型コンポスト容器
  - キエーロ
- (3) 当該機器の購入に係る見積もり日が令和6年2月1日以降であること。  
※見積もり日等の確認ができる書類がない場合は、領収日が令和6年2月1日以降であること。

## 2 補助金額

処理容器の補助金額は、処理容器及び処理容器の機能の発揮に必要な微生物等の購入費（消費税を含む。）の2分の1（その額が10,000円を超えるときは10,000円）とします。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとします。

**※家庭用生ごみ処理容器導入事業の申請の合計額が100,000円に達した場合は、この事業における申請受付を終了します。**

# 3 対象者

- ①大崎市内に住所を有する者・事業者又は住所を有する見込みのある者。  
※実績報告提出時に大崎市内に住所を有することが条件となります。
- ②市税に未納が無い者・事業者。
- ③過去に同一事業区分の大崎市エコ改善推進事業補助金を受けていない者。
- ④大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱（令和5年10月6日告示第135号）の規定により、過去に同一事業区分の補助金の交付を受けていない者
- ⑤自己の住居・事務所として使用又は使用される予定のある建物（店舗、事務所等との兼用されるものを含む。）において補助事業を行う者。

## 4 限度額

項目	加算後補助金限度額
市民・事業者申請	255,000円

(市内業者加算額も含めてとなります。)

## 5 募集期間・対象件数

令和6年6月3日(月)から(毎週月曜日～金曜日の祝日を除く日)予算に達するまでです。予算に達しましたら条件を満たしていても補助金は交付できません。

## 6 申請方法

- 1 様式第1号大崎市工コ改善推進事業補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して大崎市役所市民協働推進部環境保全課(市役所本庁舎3階)あて提出します。申請書類に不備がなければ、補助金交付決定通知書をお送りします。申請手続きは設置業者さんが代行することもできます。

なお、申請者の本人確認のため身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示が必要になります。

### ① 添付書類

事業名	内容	備考
①太陽光発電設置事業	令和6年2月1日以降に発行された対象システムの工事請負契約書の写し(建売住宅の場合は売買契約書の写し)  ※(新築(又は対象機器付建売住宅)の場合、令和6年2月1日以降に交わした建築工事請負契約書(又は売買契約書)の写しと対象システムの設置が確認できる書類。)	対象システムの「製造会社」「金額」が記載されていること。  ※新築等に係る契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は附属書類(内訳書等)を添付すること。
②定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業	令和6年2月1日以降に発行された対象システムの工事請負契約書の写し(建売住宅の場合は売買契約書の写し)  ※(新築(又は対象機器付建売住宅)の場合、令和6年2月1日以降に交わした建築工事請負契約書(又は売買契約書)の写しと対象システムの設置が確認できる書類。)	対象システムの「製造会社」「蓄電システムパッケージ型番」「数量」「金額」が記載されていること。  ※新築等に係る契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は附属書類(内訳書等)を添付すること。
	既設の住宅用太陽光発電設備の設置が分かる写真等  ※(住宅用太陽光発電設備を同時に設置する場合は不要)	

③家庭用高効率給湯器設置事業	<p>令和6年2月1日以降に発行された対象機器の購入及び設置に係る契約書又は見積書の写し</p> <p>※（新築（又は対象機器付建売住宅）の場合、令和6年2月1日以降に交わした建築工事請負契約書（又は売買契約書）の写しと対象機器の設置が確認できる書類。）</p>	<p>対象システムの「製造会社」「型式」「金額」が記載されていること。</p> <p>※新築等に係る契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は附属書類（内訳書等）を添付すること。</p>
④V2H充電設備設置事業	<p>令和6年2月1日以降に発行された対象機器の購入及び設置に係る契約書又は見積書の写し</p> <p>※（新築（又は対象機器付建売住宅）の場合、令和6年2月1日以降に交わした建築工事請負契約書（又は売買契約書）の写しと対象機器の設置が確認できる書類。）</p> <p>既設の住宅用太陽光発電設備の設置が分かる写真等</p> <p>※（住宅用太陽光発電設備を同時に設置する場合は不要）</p>	<p>対象システムの「製造会社」「型式」「最大受電電力」「金額」が記載されていること。</p> <p>※新築等に係る契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は附属書類（内訳書等）を添付すること。</p>
⑤家庭用生ごみ処理機導入事業	<p>令和6年2月1日以降に発行された対象機器の見積書の写し又はカタログ・インターネット通販サイトの商品画面の写し</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」「金額」が記載されていること。</p>
⑥家庭用生ごみ処理容器導入事業	<p>令和6年2月1日以降に発行された対象機器の見積書の写し又はカタログ・インターネット通販サイトの商品画面の写し</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」「金額」が記載されていること。</p>

2 完成後に様式第7号大崎市エコ改善推進事業補助金実績報告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して環境保全課あて提出します。報告書類に不備がなければ補助金額確定通知書をお送りし、補助金を振入します。なお、補助金の振入口座は申請者名義とします。（申請者と口座名義人が異なる場合は、申請者の委任状（任意様式）の提出が必要です。）

①添付書類

事業名	内 容	備 考
①太陽 光発電 設置事 業	支払領収書の写し ※リース又は分割払（割賦・ローン）の場合、 その契約書の写し	※振込による支払の場合も領収書が必要となります。振込 依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
	対象システムの配置図	
	対象システムの設置状態（設置された太陽電池モジ ュール全ての枚数が確認できるもの）を示す写真 （カラー）	
	対象システムが設置された住宅全体の写真（カ ラー）	
	対象システム（全太陽電池モジュール）の出力対 比表（太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの。）	
	太陽光発電付き建売住宅が確認できる立面図	※建売住宅の場合、添付のこと
②定置 用リチ ウムイ オン蓄 電池導 入促進 事業	支払い領収書の写し ※リース又は分割払（割賦・ローン）の場合、 その契約書の写し	※対象機器の「製品メーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」等が記 載されていること。記載されていない場合は、内訳書を添付すること。 ※振込による支払の場合も領収書が必要となります。振込依頼書の 控え等は、領収書の代わりにはなりません。
	蓄電システム保証書または出荷証明書、 検査成績書	※「製品メーカー名」「蓄電システムパッケージ型 番」「蓄電システム製造番号」が確認できるもの。
	蓄電システム設置写真（カラー）	
	蓄電システム銘板写真（カラー）	※提出する保証書記載と同一の型番が記 載されている銘板を撮影したもの。
③家庭 用高効 率給湯 器設置 事業	支払い領収書の写し  ※リース又は分割払（割賦・ローン）の場合、 その契約書の写し	※対象機器の「製造会社」「型式」「数量」が記載され ていること。記載されていない場合は、内訳書を添付 すること。 ※振込による支払の場合も領収書が必要となります。振 込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
	対象機器の保証書または納品書の写し （保証書の場合はお客様欄に住所・氏名を記載 すること）	※対象機器の「製造会社」「型式」「数 量」が記載されていること。
	対象機器の設置場所が確認できる住宅全体の写真（カラー）	
	対象機器の設置写真（カラー）	
	対象機器の銘板写真（カラー）	※提出する保証書記載と同一の型番が記 載されている銘板を撮影したもの。

④V2 H充放 電設備 設置事 業	<p>支払い領収書の写し</p> <p>※リース又は分割払（割賦・ローン）の場合、その契約書の写し</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」「数量」「金額」が記載されていること。記載されていない場合は、内訳書等を添付すること。</p> <p>※振入による支払の場合も領収書が必要となります。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。</p>
	<p>対象機器の保証書または出荷証明書、検査成績書</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」「数量」が記載されていること。</p>
	<p>対象機器の設置場所が確認できる住宅全体の写真（カラー）</p>	
	<p>対象機器の設置写真（カラー）</p>	
	<p>対象機器の銘板写真（カラー）</p>	<p>※提出する保証書記載と同一の型番が記載されている銘板を撮影したもの。</p>
⑤ 家庭 用生ご み処理 機導入 事業	<p>令和6年2月1日以降の日付の支払い領収書の写し</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」「数量」「金額」が記載されていること。記載されていない場合は、内訳書等を添付すること。</p>
	<p>対象機器の保証書又は納品書の写し （保証書の場合はお客様欄に住所・氏名を記載すること）</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」「購入日」が記載されていること。</p>
⑥ 家庭 用生ご み処理 容器導 入事業	<p>令和6年2月1日以降の日付の支払い領収書の写し</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式または品名」「数量」「金額」が記載されていること。記載されていない場合は、内訳書等を添付すること。</p>
	<p>対象機器の保証書または納品書、取扱説明書表紙の写し （保証書の場合はお客様欄に住所・氏名を記載すること）</p>	<p>※対象機器の「製造会社」「型式」が記載されていること。</p>
	<p>対象機器の設置写真（カラー）</p>	
	<p>対象機器に生ごみを投入している様子の写真（カラー）</p>	
	<p>対象機器に生ごみを投入したのち、生ごみが堆肥化又は減量化した様子が確認できる写真（カラー）</p>	

